

(写)

令和5年3月3日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役副社長 宇野 護 様

静岡県中央新幹線対策本部長
静岡県副知事 森 貴志

第11回静岡県中央新幹線環境保全連絡会議地質構造・水資源部会専門部会における貴社説明に対する意見

令和5年1月25日に開催した第11回静岡県中央新幹線環境保全連絡会議地質構造・水資源部会専門部会（以下、「専門部会」という。）における貴社からの説明及び資料に対して、専門部会委員及び県の意見を下記のとおり、取りまとめましたので、文書で回答いただきたくお願いします。第11回専門部会の開催後に、東京電力リニューアブルパワー（以下、「東京電力RP」という。）から情報提供があったことについても、併せてお伺いします。

また、令和5年1月31日付で貴職に要請した件について、確認及び合意ができておりませんので、速やかな対応をお願いします。

記

1 田代ダム取水抑制案における東京電力RPの実測データの取り扱いについて

(1) データの一部を削除したこと

貴社は、平成31年4月3日のデータが空欄になっているとの部会長の指摘を受け、「ちょっと飛びぬけて違った値としてのデータを（中略）載せるのはふさわしくないという判断で、（中略）統計的なところから抜いております」と説明しました。

貴社が、一部データについて削除し、その注釈等がない形で専門部会に提出し、かつ、指摘があるまで説明しなかったことは、非常に不適切であると考えます。部会長が「データがあるのに書かないんだとすると、それはデータ隠し、最もやっちゃいけないこと」と指摘したとおりです。

また、令和5年2月8日、東京電力RPから本県に、「JR東海へ提供したデータのうち、平成31年4月3日、平成31年4月4日、平成31年4月10日について、大井川取水量が正しく計測できなかったため、発電に使用した水量から大井川取水量を算出する際に計算のミスがあり、データに誤りがあった。この情報はJR東海にも伝達済である」との報告がありました。

様々な対話や検討は、正しいデータのもとに行われることが大前提です。したがって、他の欠測日等として空欄になっている日のデータの取り扱いや検討結果についても、正しいデータかどうか確認をすることが不可欠であると考えます。加えて、これまで提出された資料や検討結果についても同様の確認が不可欠であると考えます。

については、欠測日等として空欄にした日について、「そもそも東京電力R Pからのデータがない」「外れ値として除外した」など、空欄である理由を明確にしてください。また、「外れ値として除外した」など、意図的に記載をしていないのであれば、その理由を説明してください。

加えて、これ以外の資料や検討結果についても、同様に、正しいデータが使われているか、確認してください。その上で、不適切な部分があれば、その理由を示した上で修正してください。

(2) 「大井川への還元を利用可能な水量」

貴社は、例えば第 11 回専門部会資料 1（別紙 2）図 1 - 1【別添 1 参照】のように、「大井川への還元を利用可能な水量（以下、「還元可能水量」という。）」として、河川流量 -（トンネル掘削に伴う河川流量の減少量（予測値） + 河川維持流量（規定値））のすべてを使えるかのように説明しています。

しかし、実際は、還元可能水量は、東京電力 R P の水利権量 $4.99\text{m}^3/\text{s}$ の範囲内であることが必要です。この制約条件を考慮すると、別添 1 下図のように、赤線以下の部分が還元可能水量であると考えます。

つきましては、上記の理解が正しいと考えるのであれば、上記の趣旨が明確に読み取れるよう資料を修正してください。

(3) 冬場に必要となる取水量の考慮

令和 5 年 2 月 8 日に、東京電力 R P から、「冬場に機器に支障を来さず運転できる流量として、1 台運転 $0.81\text{m}^3/\text{s}$ までは確認できている」、「J R 東海の実現性の検証は、東京電力 R P の取水量 0 を前提としているがそのような協議は行っていない」と聞いています。

貴社は「検討に用いた期間内のすべての日において、大井川への還元を利用可能な水量が県外流出量より多く、県外流出量と同量が大井川に還元することが可能であることが確認できました」と説明していますが、「1 台運転 $0.81\text{m}^3/\text{s}$ の取水を考慮しても「還元することが可能」と考えているのでしょうか。また、その考えは、東京電力 R P においても同じであると理解してよろしいでしょうか。

(4) 欠測日等における実施可否の考え方について

田代ダム取水抑制案における貴社の検討は、平成24年1月1日～令和4年3月31日（約3,700日間）のうち欠測日等を除く約2,700日を確認したものであり、欠測日等である約1,000日（全体の27%）は確認できていません。

この欠測日等は、データがないために、取水抑制することができるか判断することができず、実施が不可能となる場合もあるのではないかと考えます。

還元可否の確認ができていないことにより、取水抑制が不可能となるのではないかとの危惧について、この欠測日等においても、取水抑制が可能であることをどのように科学的に説明できるのか、貴社の見解を御教示ください。

また、令和4年11月30日に開催した第15回大井川水利流量調整協議会において、東京電力R Pが、令和6年2月から令和7年11月までの期間、水車改良工事のために取水停止する計画を明らかにしています。

この期間中は、東京電力R Pは取水しないため、東京電力R Pの協力による田代ダム取水抑制が実施できないと考えますが、このことについても、見解を御教示ください。

2 田代ダム取水抑制に対する東京電力R Pの確約について

令和5年1月25日の県専門部会で、貴社から、「専門部会の理解を得たので、東京電力R Pの確約について、東京電力R Pと協議に入る」旨の発言がありました。

一方、令和5年2月8日、県は、東京電力R Pから、「理解を求める関係者は、大井川水利関係協議会（流域市町、利水者）と河川管理者であり、現時点では流域の理解が得られているとは考えていない」と聞いています。

貴社の認識と東京電力R Pの認識が異なっていると考えられますので、事実関係を御教示ください。また、東京電力R Pとの協議を具体的にいつ行うかを含めて、今後の対応についての考えも御教示ください。

3 高速長尺先進ボーリングによる湧水量の想定

貴社は、「高速長尺先進ボーリングの削孔断面積は約0.01～0.10m²であり、本坑の約100m²や先進坑の約35m²に比べて小さな断面です」と高速長尺先進ボーリングの口径が小さいことを説明しています。

しかし、貴社が平成31年3月13日第2回地質構造・水資源専門部会において、静岡県内で実施する高速長尺先進ボーリングの管理値設定根拠を説明する際に使用したトンネル湧水量計算式によれば、高速長尺先進ボーリングによる湧水量は、先進坑の湧水量の約63%となります。

仮に、流出期間を10ヶ月とすると、高速長尺先進ボーリングによる流出量は、約212万m³と試算されます。(削孔断面積は先進坑の0.03~0.3%)【別添2参照】

また、大島洋志(2020):地下水学会誌第62巻第2号p257~281「トンネルと地下水ー私が学んできたことー」においては、「リニア中央新幹線の南アルプストンネルは、(中略)水の問題がつかまとう」ことから「高速長尺先進ボーリングを秘密兵器として活用するしかない」とされています。

これらのことから、削孔断面積が小さい場合であっても、高速長尺先進ボーリングによる湧水量が、口径の小ささから想起されるような少量になるとは限りません。削孔断面積に言及する際には、断面積と湧水量との関係を正確に理解できるように、適切に説明していただくようお願いします。

4 「第10回静岡県中央新幹線環境保全連絡会議地質構造・水資源部会専門部会における貴社説明に対する意見」についての回答に対する意見等

貴社の回答に対する県の意見等を別添3に示しますので、図を用いて説明するなど、わかりやすく回答していただけるようお願いいたします。